

板野中学校 同和教育だより

MY SKY 第15号

マイ・スカイ

2001年12月25日(隔週火曜日きまぐれ)発行

p(>_<)q

発行者

編集・文責
龍吉成正士

12月7日付の徳島新聞に、このよ
うな記事が載っていました。大変重要
な記事ですから、この記事が私たちに
示していることを、みなさんに分かり
やすく説明しておきたいと思います。

1段目「…1969年から行ってきた
特別対策を、本年度で終了する…」

2段目「…残された課題解決に向けて
は、来年度から一般対策で対応する
よう求め…」

5段目「…県単独の同和対策36事業
の見直しをする。」

このことが言っていることは、

「学習会に関する制度がなくなる」

ということなのです。「1969年か
ら行ってきた特別対策」とは、「同和
対策基本法」から引き継がれた「地域
改善対策特定事業」にかかる国の財政上
の特別措置に関する法律(地対財特法)」
という長ったらしい法律を元にしてで
きた特別対策です。その元になる法律
が、この3月で無くなります。法律が
無くなるということは、基本的には特
別対策も必要なくなるということなの
です。だから、「36事業」の一つで
あった「学習会に関する制度」も、無
くなってしまおうということなのです。

もし無くなれば、学習会専任指導員(赤澤先生、佐瀧先生、吉田先生)がいなくなります。3年生で数学の時間に入り込んで、みな

今後の徳島県の同和行政の在り方について審議する県同和問題懇話会(会長・山本登夫大阪市長(名誉教授))は6日、県が同和対策事業として一九六九年から行ってきた特別対策を、本年度で終了することなどを盛り込

んだ答申案をまとめた。同和問題の残された課題解決に向けては、来年度から一般対策で対応するよう求めている。来週にも県に答申する。

答申案では、同和地区の生活環境が改善されたことなどから、特別対策を「必要に応じて期間を限定した激変緩和措置の導入を検討する必要がある」と提言している。

また、今後の施策の基
本目標に「周辺地域と一
体となった差別のないコ
ミュニティーの形成」を
明示。方策として①同和
関係者に対する差別意識
や偏見の解消②同和関係
者の自立と自己実現の支
援③地区施設を中心とし

た地区内外の住民の交流
促進―を挙げている。
県はこれを受け、同和
行政の基本方針を策定し
る法律(地対財特法)」
が本年度末で失効するの
に伴い、来年度以降の県
の同和行政の方向性など
を昨年三月から検討して
きた。

県同和懇話会

来週
答申
「残る課題 一般対策で」

特別対策終了を提言

この日の会合では、委
員から「県の事業の方針
が決まらないうと、補助を
受ける市町村は予算編成
ができない」と早急な答
申を求める声がある一方
「内容が十分でない。も
ろ少し議論が必要だ」と
の意見も出された。

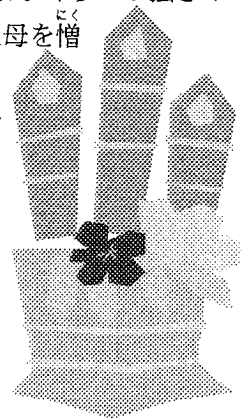
さんの学習に個別に対応してくれていた先生がいなくなると考えていいでしょう。本当はもっとたくさんの先生がいたり、他の教科や他の学年にも広げていきたいくらいなのに……。

また法律が無くなることから、国が指定した「同和地区」自体が無くなるため、同和教育主事(次本先生)・同和担当教員(私：吉成)もいなくなるかもしれません。いや、いなくなると考えておいていいでしょう。ただ「同和問題」が「残された課題」である以上、「同和」という言葉自体は残り続け、「一般対策で対応」していくことになるでしょう。でもこれは、あくまでも「人権教育」として、たくさんある差別問題の中の一つになってしまう恐れが十分にあります。つまり、学校の中で同和問題に取り組むかどうかは、学校や教員の姿勢次第になってしまうのです。

部落差別は現在、日常生活においてあからさまな形で出ることは少なくなったといわれています。でも少なくなったからといって、部落差別が無くなったわけではないと思うのです。ましてや、部落差別がさまざまな形で引き起こしている同和問題については、本当にたくさんの大きな課題が残されているといっているでしょう。また、部落差別は日常生活には出てこなくても、利害関係が絡んだとき、特に結婚に際しては、こじれるケースがよくあります。私は板野に来て、そんな話をイヤになるくらい、部落の保護者や卒業生たちから聞きました。だからこそ、「本当に真剣に同和問題に取り組まなければいけない」と考えるようになった部分もあるのです。これが、私が「学習会は必要だ！」と思う大きな理由の一つです。

学習会では、日頃は教科学習に取り組んでいます。そこに、大きな部落差別の結果があるからです。また、子ども会活動などを通して、同和問題についての学習もしています。今、現実には部落差別があるからです。一泊研修など、さまざまな行事も行われます。部落差別は一人では闘えません。共に闘う仲間が必要だからです。家庭によっては、教科学習のみならず、同和問題についてもしっかりとした学習をし、我が子にその力をどうつけるか、十分に考えられている家庭もあるでしょう。けど、教科学習に悩み、同和問題についてもほとんど学習できなくて、我が子にその力をどうつけてよいのか分からず困っている家庭もあるように思われます。部落差別に対して前に向けない子どもがこの先成長し、もし部落差別におつかったらどうなるでしょう……。何とも思わず、逆に笑い飛ばしてしまうくらいの強さやしたたかさを持った子はまだいいのですが、後ろ向きになり、自分の父母を憎んだり、自分が育った故郷を恨んだり、また自分の生まれを呪い、自らの命すら絶ってしまうようなことは、あってはならないし、そんな子どもたちを一人でも生み出したくはありません。

人間は、特に子どものうちは、心の安定がないと健やかには成長できません。部落差別という陰(不安定要素)が家庭の中に見え隠れしているうちは、心は絶えず不安定になると考えていいでしょう。つまり、学校や学習会、また国や県、市町村の啓発活動などを通じて、家庭内で部落差別を真に克服しなければ、子どもの心の安定、ひいては子どもの健や



かな成長は望めないように思えるのです。

と同時に、部落外^{どうとう}の家庭も同等^{どうとう}の、もしかするとそれ以上の大きな責任^にを担っていると考えていいでしょう。なぜなら、部落差別を行うのは部落外^{どうとう}の人間だからです。部落外の人から、たまに「どうして部落の人間はああなんだ！」ということを聞きます。それは、行動や言葉づかい、考え方^{せいかく}、性格^{せいかく}などをさして言っているのですが、理解^{りかい}のないそういった発言^{はつげん}は、非常に気分が悪いものです。十分な理解があれば、そんな発言にはならないように思えます。本当^{ほんとう}の人権^{じんけん}思想^{しそう}とは、互^{たが}いを理解し、違いを認め合うことからスタートしていくはず^{はず}です。どちらか一方^{いっぽう}が他方^{たほう}を従^{したが}わせたり、抑^{おさ}えつけたりするものではないはず^{はず}です。それは上下関係であり、水平関係ではありません。部落外の人々の、同和問題に対する理解は絶対に必要です。

さて、話をもとに戻しますが、「残された課題解決」として「学習会に関わる制度」が必要であると言っているように感じられるのが、次の部分です。

4 段目「②同和関係者の自立と自己実現の支援」

このことが「学習会に関わる制度」のことを言っているのかどうか分かりませんが、もしそうだとすれば、この部分を根拠として、早い段階^{だんかい}に県に対して要^{よう}求^{きゅう}・要望^{ようぼう}しておかなければなりません。運動^{うんどう}のないところに権利^{かくとく}の獲得^{かくとく}はないわけですから。

また、県の方針^{ほうしん}がはっきりしないと、各市町村もはっきりと方針を出せないということを表しているのが、次の部分です。

5 段目「…県^ほの事業^{じよ}の方針^{はんしん}が決まらな^きいと、補助^{ほじょ}を受ける市町村^{よさんへんせい}は予算編成^{よさんへんせい}がで^きない…」

県内各市町村によって少しずつ違いはあるようですが、基本的には県の方針に従うようで、「県が認めた事業には市町村としても補助をするけど、県が認めていない事業に関しては補助できない」といった動きがあるようです。町内でも、県の動きを見ているようなふしがあって、「学習会に関する制度」がどうなっていくのか、まったく見通し^{みとお}が立たない状^{じようきよう}況^{きよう}です。

県内各所では、「学習会に関する制度」の存続^{ぞんぞく}に向けた要請行動^{ようせい}や、署名活動^{しよめい}などを行っているところもあるようです。ちなみに、県内のすべての小・中学校の教員は、全体として「はがきによる要請行動」を行うことが決定しました。(教員は「地方公務員法」という法律^{ちほうこうむいんぽう}があって、その行動が制限されているため、こういったことしかできないのです)「学習会を存続してほしい理由や願いをはがきに記入し、町・県の教育長や県同和对策本部長あてに送ろう！」というものです。県内の数多くの教員の願いを、はがきを通じて届け^{かすお}ればと思^{とど}っています。

また学習会でも、緊急^{きんきゅう}の校区ごと(東と南)の小・中合同保護者を開こうと思っています。以前「地域改善対策奨学^{ちいきかいぜんたいさくしやうがくきん}金(同和奨学金・解放奨学金)制度」の存続に向けた緊急の学習会保護者を開いたときも、多くのご意見とご提案、そして多大なる協力^{ただい}をいただきました。その結果、部落だけでなく、日本の奨学制度を充実させるための、画期的^{かつきてき}な新しい奨学金制度

ができようとしています(次号に掲載します)。あのときの3000名を越える部落内外の署名が、今回の奨学金制度を獲得しようとしているといっても過言ではないと思うのです。学習会の保護者のがんばりが、部落内外を問わず、全体のために役立ちようとしているのです。(ただ、2月の定例県議会で予算案と条例案が可決されるまでは油断できません)

中学校の学習会は、みんな元気で学習会が大好きです。学習会がなくなるなんて私達には考えられないことです。みんなも学習会がなくなったらイヤじゃないですか？私達は絶対にイヤです。この南公会堂は私たちの母校です。みんなで学習会を守りましょう！

この歌を選んだわけは、サビの部分が私達に力を与えてくれるからです。差別に負けないような言葉が入っているからです。これからいろいろな壁にぶつかることがあるかもしれません。けどそれに負けないで最後まで投げ出さずにがんばります。逃げ出さないことは、どんなにつらい部落差別を受けても、逃げ出さないで立ち向かっていくということです。信じ抜くことは、部落差別がきつとなくなると信じていくことです。だから、私たちは今、真友会(板野町高校生友の会)に参加しています。どんなに親に反対されても、私は真友会に行きたいです。それは、真友会に行くと少しでも自分が強くなるからです。

私は小6の時、初めて自分が部落出身と知りました。私は、部落出身ということがとてもイヤでした。それは、差別されるのが恐かったからです。だからそんな昔の自分を変えたくて、今年の夏から真剣に考えるようにしました。負けないことは、差別に負けないということ。そして学習会がなくなりそうな今、学習会がなくならないように闘うこと、それが私達にとっての、負けないことです。

これは、先日行われた南公会堂祭りで、中学生が自分たちで考え合い、「それが大事」という曲にのせて発表したメッセージです。こんなセリフ聞いてたら、「座り込もうが、直訴しようが、何が何でも残さなアカン！」と思ってしまいます。

すべての人々は安心して生活でき、幸せになる権利を持っています。そのための努力は必要でしょうが、部落差別に対する悩みや苦しみを克服するための努力は、本当はする必要のない努力だと思うのです。つまり、この子が悩み、苦しむ必要はないのです！その悩みや苦しみは、本当は私が背負わなければならないはずのものだからです！

私は、部落差別に悩み苦しんでいる家庭や子どもたちのため、絶対学習会は残さなければならないと思っています。みなさんはこの件についてどう考えますか？



■前号お願いした「1コイン運動」ですが、合計金

額に端^{はすう}数を合わせる形で、計2000円を送^{そうふ}付しました。みなさんのご協力ありがとうございました！ ■15日に同対センターで行われた部落解放徳島県学^{ぶらくかいほうとくしまけんがくしゅうかいちゅうがくせいしゅうかいじっこう}習会中学生集^{い いんかい}会実行委員会(中学生の会)ですが、本当に楽しい会となりました。今回は、集まってきた40名あまりの中学生が、5つの机ごとに設けられた次のテーマ(前半と後半2回行いました)の中から関心のあるテーマを選び、置かれている資料について共同で調べ学習をし、報告・発表をし合うというものでした。ちなみに、どれも部落差別と関わりのあるテーマなんですよ！

オールロマンス事件、教科書無償運動、高松結婚差別裁判、水平社宣言、狭山事件

部落地名総鑑、迷信と部落差別、差別戒名、食肉産業、識字学級

「知らない者同^{どうし}士がいきなり出会って、一緒にできるか」とか「中学生だけでもできるか」とか、いろんな心配もあったのですが、全^{まった}くその必要はありませんでした。楽しく話し合いながら、こんな難^{むずか}しそうなテーマでも自主的に学習し、しかも息^{いき}の長い報告や感想が発表されていました。各学校・学級でも学習している内容だと思いますが、自分たちで調べることが、楽しくさせたのかもしれません。本当に中学生ってすごい！って感じるような会となりましたヨ～。

000 2014年11月 000

12月26日(水) 第6回部落解放徳島県学^{ぶらくかいほうとくしまけんがくしゅうかいちゅうがくせいしゅうかいじっこう}習会中学生集^{い いんかい}会実行委員会執行部解散式(14:00～;徳島市内)
1月8日(火) 3学期始業式